

平成 28 年 1 月 29 日

## 民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する声明

全日本海員組合

一昨年からのいわゆる「機動展開構想」に関する一連の報道を受け、全日本海員組合は、民間船員を予備自衛官として活用することに対し断固反対する旨の声明を発し、様々な対応を図ってきた。しかしながら、防衛省は平成 28 年度予算案に、海上自衛隊の予備自衛官補として「21 名」を採用できるよう盛り込んだ。われわれ船員の声を全く無視した施策が政府の中で具体的に進められてきたことは誠に遺憾である。

先の太平洋戦争においては、民間船舶や船員の大半が軍事徴用され物資輸送や兵員の輸送などに従事した結果、1 万 5518 隻の民間船舶が撃沈され、6 万 609 人も船員が犠牲となった。この犠牲者は軍人の死亡比率を大きく上回り、中には 14、15 歳で徴用された少年船員も含まれている。

このような悲劇を二度と繰り返してはならないということは、われわれ船員に限らず、国民全員が認識を一にしているところである。

政府が当事者の声を全く聞くことなく、民間人である船員を予備自衛官補として活用できる制度を創設することは、「事実上の徴用」につながるものと言わざるを得ない。このような政府の姿勢は、戦後われわれが「戦争の被害者にも加害者にもならない」を合言葉に海員不戦の誓いを立て、希求してきた恒久的平和を否定するものであり、断じて許されるものではない。

全日本海員組合は、民間人である船員を予備自衛官補とすることに断固反対し、今後あらゆる活動を展開していくことを表明する。

以 上

- 2面 民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する申し入れ（各政党・関係省庁へ）
- 3面 第61回政治活動委員会定期総会／第342回全国評議会
- 4面 家族目線で船員災害防止を促進

# 船員しんぶん

◆ホームページアドレス <http://www.jsu.or.jp> ◆Eメールアドレス [kain@jsu.or.jp](mailto:kain@jsu.or.jp)  
 全日本海員組合発行 第2792号 (昭和25年8月24日第三種郵便物認可)

2016年(平成28年) 2月5日  
 本紙は毎月5・15・25日発行  
 〒106-0032 東京都港区六本木7丁目15番26号  
 全日本海員組合本部  
 発行人 立川 博行  
 TEL 03-5410-8329  
 FAX 03-5410-8337  
 定価1部50円(組合員の購読料は組合費を含む)

## 民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する — 組合声明発表 —

### 緊急記者会見を開催

本組合は1月29日、午後4時から本部（六本木）において、緊急記者会見を開催し、防衛省が進めている民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する声明を発した。これは防衛省が平成28年度国家予算案に、民間フェリーに乗り組む船員21人を予備自衛官補として採用するための予算を盛り込んだため。本組合は緊急記者会見を開催、「民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する」声明をテレビ局（NHK）をはじめ、毎日新聞社・産経新聞社のほか、海運業界紙誌の多くの報道関係者が集まった。



緊急記者会見で組合声明を発表する森田保己組合長（中央）

省から関係者への情報開示は一切されていない。

その後、平成26年8月6日に組合声明を発し、船員を予備自衛官とすることに断固反対する活動を展開してきた。防衛省、国土交通省からは一切説明なし

しかしながら、本年1月10日付の一般紙報道において「防衛省が、有事に際しての武器や人員輸送を民間船舶で補うために、海上自衛隊で予備自衛官補として民間人である船員を活用する方針を示し、これを補うため、「21名」を予備自衛官補として採用できるよう平成28年度予算案に盛り込んだ」ことが明らかとなった。このように、政府が当事者の声を全く聞かず、そして船員に関わる諸政策の調査審議の場である国土交通省船員部会に対する報告・情報開示もないまま、具体的に施策を進めようとする姿勢となつた。

本組合は直ちに、防衛省、国土交通省などの関係省庁や関係政党に対し「民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する申し入れ」をあらためて実施した。

これまでの経緯  
 「昨年の1月10日、一部の地方紙において、政府が策定した新たな防衛計画大綱のたたき台となつた防衛省の内部文書「機動展開構想」の概要が判明し、民間船舶の乗組員を予備自衛官とする方針も検討される予定であることが報道された。  
 本件については、国土交通省の交通政策審議会海事分科

会船員部会の中で、事務当局の認識や今後の対応などをたじたところ、「本件は防衛省が主体であり、報道ベース以上の情報は現時点で持ちあわせていない。今後、防衛省からの要請により協議会などに出席する際には、海事局関係課と連携の上、情報収集に努めたい」と国土交通省海事局から説明された。しかし、その後の防衛省での協議の進捗状況を含め、国土交通

### 天皇陛下お誕生日に際し(平成27年) 天皇陛下の記者会見 (戦没船員に関して) お言葉を抜粋



神奈川県立観音崎公園「戦没船員の碑」ご供花される天皇皇后両陛下

申し入れの中では、民間船員を予備自衛官補として活用することに対し「事実上の徴用」につながるものと言わざるを得ないと、断固反対する本組合の姿勢を明らかにし、現場組員の切実な思いを訴えた。

これに対し、防衛省や国土交通省は、「契約上は本人の志願を尊重するもので、憲法違反ではない」との説明を繰り返し、当事者であるわれわれ民間船員の声を全く無視する姿勢に終始した。このため、既存の民間船員が予備自衛官補として活用されること、強引に懸念されるため、緊急記者会見を開催し、断固反対の姿勢を鮮明にした。



太平洋戦争では1万5000隻を超える民間船舶が撃沈され6万609人の船員が死亡した



NHK(テレビ局)をはじめ、多くの報道関係者が集まった

今年は先の大戦が終結して70年という節目の年に当たります。この戦争においては、軍人以外の人々が亡れ、誠意多くの人が失われました。平和であつたらば、社会の様々な分野で有意義な人生を送つたであろう人々が命を失つたわけであり、このことを考えるとき、非常に心が痛みます。軍人以外に戦争によって生命にかかわる大きな犠牲を払つた人々として、民間の船の船員があります。将来は外国航路の船員になることも夢見た人々が、民間の船を徴用して軍や軍用物資などを運ぶ輸送船の船員として働き、敵の攻撃に

よつて命を失いました。日本は海に囲まれ、海運国として発展していました。私も小さい時、船の絵葉書を見て楽しんでおりましたが、それらの船は、病院船として残った氷川丸以外は、ほとんど海に沈んだということを知りました。制空権がなく、輸送船を守るべき軍艦などない状況下でも、輸送業務に携わらなければならなかつた船員の気持ちを本当に痛ましく思います。

今年の6月には第45回戦没・殉職船員追悼式が神奈川県立観音崎公園の戦没船員の碑の前で行われ、亡くなった船員のことを思い供花しました。

# 民間船員を予備自衛官補とすることは 事実上の徴用、断じて容認しない

一般紙の報道では、「防衛省は海自初の予備自衛官補として、民間フェリー1隻を操艦するため必要な21人を採用できる」という2016年度予算案に盛り込んだ。防衛省は「平時と有事、ともに同じ予備自衛官が操艦することを考えている。そのためには民間船員に予備自衛官になってもうかがうことが必要」と説明する(1月10日付毎日新聞)

われわれ船員の知らないところで、防衛省が民間フェリーを操艦する船員を予備自衛官補にしようとしている内容が、まさに「事実上の徴用」と言わざるを得ない。



黒江哲郎防衛事務次官(左)に強く申し入れる森田保己組合長

## 各政党・関係省庁へ 直ちに申し入れ

1月15日には、森田保己組合長をはじめ、高木義明海員組合政治顧問(民主党衆議院議員)、立川博行政策局長、浦隆幸総合政策部長、そして現場からは高塚一也東海汽船職場委員、松原利美鶴見サンマリン職場委員が参加、防衛省に対し申し入れをした。申し入れ文書は黒江哲郎防衛事務次官が受け取った。

森田組合長は申し入れ文書を手渡し、「先の大戦において民間船舶や船員の

大半が軍事徴用され、物資や兵員の輸送に従事した結果、1万5518隻の民間船舶が撃沈され、6万609人もの船員が犠牲となった。この6万人余の犠牲者は、軍人の死亡率を大きく上回るもので、このような悲劇は一度と繰り返してはならない」と強く主張し、現場組合員と家族が不安を抱いていると、現場の切実な思いを伝えた。

しかし、申し入れの趣旨を説明しても、黒江事務次官は「本人の意思を尊重し、予備自衛官補になることを強制しない制度なので

で、憲法には違反していない」との回答を繰り返し、本組合の考えと防衛省の説明は平行線をたどった。

## 防衛省幹部の見解

各政党・関係省庁への申し入れは、1月21日に民主党、国土交通省、22日に社会民主党、公明党、総合海洋政策本部に申し入れた。1月22日の公明党への申し入れでは、防衛省から掘地徴防衛整備庁整備政策部長、佐々木智弘防衛整備庁整備政策部防衛技官、品川高浩防衛省人事教育局人材育成課長、佐藤耕防衛省人事教育局人材育成課予備自衛官監防衛部員が同席、関係省庁として国土交通省からは、海事局船員政策課の高田陽介課長と羽生雅一専門官が同席し、申し入れを傍聴した。

その中で、公明党の国会議員が、同席した防衛省幹部に対し、入札した会社の契約内容を賃

したが、「強制せず、本人の意思を尊重するようにしている」と、憲法に違反しない」と主張した。さらに、公明党議員が、「民間船舶を会社から用船しても、志願する船員がいなければ、船舶が動かないのでは」と、問い質すと「入札した会社には、船員になるべく予備自衛官補になってもうかがう、お願いしている」と、不当労働行為の強要とも受け取れるような問題発言を回答した。

雇用主から予備自衛官補への選択を問われた場合、会社従業員でもある船員が断れない状況になることは、容易に予想される。われわれ船員の声を全く無視した中での、民間船員を予備自衛官補にして民間船舶を使用するという、太平洋戦争時と同じ事実上の徴用を断固阻止すべく、今後、あらゆる活動を展開していく。



防衛省

黒江哲郎防衛事務次官(右から4人目)に申し入れ文書を手渡す森田保己組合長(右から3人目)。左から3人目が高木義明組合政治顧問(民主党衆議院議員)



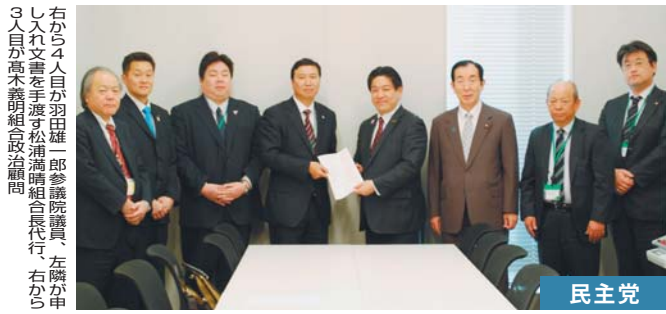
公明党



(公明党) 防衛省と国土交通省が同席

左から4人目が赤羽一嘉衆議院議員、右隣が申し入れ文書を手渡す田中伸一組合長代行、赤羽議員の左隣が伊藤渉衆議院議員と樋口尚世衆議院議員

公明党への申し入れでは、関係省庁の防衛省から掘地徴防衛整備庁整備政策部長など4人、国土交通省からは2人が出席した



民主党

右から4人目が羽田雄一郎参議院議員、左隣が申し入れ文書を手渡す松浦満晴組合長代行、右から3人目が高木義明組合政治顧問



国土交通省

左から4人目が坂下広朗海事局長、左隣が申し入れ文書を手渡す松浦満晴組合長代行、右から4人目が高木義明組合政治顧問



社会民主党

左から4人目が吉田忠徳党員、右隣が申し入れ文書を手渡す田中伸一組合長代行



総合海洋政策本部

左から4人目が加藤由紀夫総合海洋政策本部事務局長、右隣が申し入れ文書を手渡す田中伸一組合長代行

# 第61回 海員政治活動委員会定期総会を開催



あいさつする高木義明組合政治顧問

はじめに森田保己委員長が「全国から集っていただいた政治活動家さまの口頭の活動に感謝する」とあいさつ。この会議の内容を後の活動につなげていこうとあいさつ。喫緊の状況下で1月20日に緊急委員会を開催し、「民間船員を予備自衛官補とする」ことに断固反対する声明を発した。民間船員を予備自衛官補とするに断固反対する申し入れは、1月15日に防衛大臣と自民党総裁宛てに、1月21日に民主党政表と国土交通大臣宛てに、1月22日には、公明党代表、社会民主党議員、総経海政策本部宛てに申し入れを実施した。船員税の取り組みについて、四日市市において、長期航海に従事する船員の住民税の減免措置が実施され、続いて本年4月から鳥

羽市においても実施されることなどを明らかにした。続いて、高木義明衆議院議員と森本真治参議院議員からあいさつが行われた。その後、事務局から第61回政治活動委員会総会活動報告として①政治参加各位の就・退任について②政治活動委員会委員(組合関係)の就・退任について③地方政治参加について④選挙関係について⑤組合定期全国大会について⑥各種陳情行動についての船員税制への取り組みなどを報告した。出席した各政治参加者からは、第70年度活動報告として、各地域におけるフェリー・旅客船などの航路事情、港湾事情、船員税制の早期実現に向けた活動や地域事情が報告されたほか、「民間船員を予備自衛官補とする」ことに断固反対する」ための活動に關連し、各地方議会において、どのような取り組みが可能であるかが話し合われた。定期総会の最後には、森田委員長から、各地で展開する各政治参加の活動に謝辞が述べられ、これからも各地域との連携を強めながら、引き続き協力をお願いしたいと要請し、定期総会を終了した。

## 政策実現・運動展開に向け、組合政治参加各位に協力を要請



あいさつする森田保己委員長

森田保己委員長が「全国から集っていただいた政治活動家さまの口頭の活動に感謝する」とあいさつ。この会議の内容を後の活動につなげていこうとあいさつ。喫緊の状況下で1月20日に緊急委員会を開催し、「民間船員を予備自衛官補とする」ことに断固反対する声明を発した。民間船員を予備自衛官補とするに断固反対する申し入れは、1月15日に防衛大臣と自民党総裁宛てに、1月21日に民主党政表と国土交通大臣宛てに、1月22日には、公明党代表、社会民主党議員、総経海政策本部宛てに申し入れを実施した。船員税の取り組みについて、四日市市において、長期航海に従事する船員の住民税の減免措置が実施され、続いて本年4月から鳥

## 第342回 全国評議会

### 民間船員を予備自衛官補にすることは断じてあり得ない

2月4日

第342回全国評議会が2月4日午前10時、組合本部で開催された。全国常任委員8人と統制委員2人、財務委員1人の臨時職務執行者の選任を行った。そして前回(昨年11月12日)以降の主要活動を報告し、この後執行部員登録者全国委員の部属指定、労働協約改定闘争について審議し承認された。常任委員8人、委員20人、山浩邦東地支部長、副議長に濱口博生福汽船船場委員を選出した。

議長団登壇にあたり大山議長は「先の大戦において1万5千隻を超える民間船舶が撃沈され、6万人を超える諸先輩が犠牲になった。われわれは昨年の全国大会において活動方針を決定し、平和な海、世界を希求する活動に取り組んでいる。しかし、防衛省は民間船員を予備自衛官補にするための予算を組み込むなど、決して許されるものではない。代議のみならずと共通理解をはかりたい。また、協和航海の問題も3年の長い闘いになっているが、最高裁判所に組合員11人の被保全権が認められた。今後、第2、第3のこのような会社が現れないように、完全勝利しなければならぬ。今月の16日には各都府県支部もある。大衆討議の現場の意見を踏まえた、協約改定交渉に向けての活発な議論をお願いしたい」とあいさつした。

船員を、われわれ船員を予備自衛官補にするという暴挙を看過することはできない。こんな事は許されるわけがない。一昨年も機動展開構想があることをキャッチして本組合が声明を発表した時に、国土交通省海務局から、関連する情報については共通理解するためにも、情報提供するとの意向が示されていたにもかかわらず、われわれに知らされていなかった。海運・船員行政を所管するブロの国土交通省海務局が、防衛省に『こんなことは不可能だ』という文をドバイスもできていない。われわれの仲間を予備自衛官補にする戦地に行かせるなど、断じてあり得ない。実現可能性はゼロ。世間の人々がこのような状況をまだ知らない。これから世論転変をし、あらゆる活動を展開していきたい。みなさんの活発な議論を期待する」とあいさつした。

支援事業(がんばる漁業第22回中央協議会について)▽海外漁業船員労使協議会第51回理事会について▽さけ・ます流し網漁船の国際減船について▽第19回旅客船協議会について▽第3回内航・沿海労働協約改定専門委員会および第104回港湾船・漁業・特殊船合同協議会について▽益福商船組合員労働権確保に関する船舶配当異議事件の判決について▽内航・団体および全内航との第2回インターネット環境整備協議会について▽内航・団体および全内航との食料協議会について▽第8回日本距離フェリー協会労働部会政策問題委員会について▽協和航海および新協和航海の不当労働行為事件について▽第13回沿海・陸上部門代表者会議について▽第86回内航協議会について▽第71年度第1回大型カーフェリー協議会について▽第16、17、18回法制審議会(運送・海商関係)部会について▽第7回回法審議会(運送・海商関係)部会旅客運送分科会について▽全国健康保険協会船員保険協議会について▽海事振興連盟平成27年度通常総会について▽四日市市における住民税減免の申請について▽第71、72、73回交通政策審議会海事分科会について▽第1回STCW-E条約国内法制化検討会について▽大会決定事項の申し入れについて▽民間船員を予備自衛官補とすることを断固反対する申し入れについて▽民間船員を予備



会場の様子



あいさつする森田保己委員長

乗組員から不安の声 報告事項は、▽労働協約改定要求の答申について▽平成28年度第3、4回外航労働協約改定専門委員会の概要について▽第4回外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討委員会の概要について▽水産政策審議会第74回資源管理分科会の経過について▽ITF水産部委員会について▽水産部委員会との労使懇談会について▽漁業構造改革総合対策事業(もつかる漁業 第41回、漁業・養殖復興

労働協約改定闘争本部 3月1日設置へ 報告事項は、▽労働協約改定要求の答申について▽平成28年度第3、4回外航労働協約改定専門委員会の概要について▽第4回外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討委員会の概要について▽水産政策審議会第74回資源管理分科会の経過について▽ITF水産部委員会について▽水産部委員会との労使懇談会について▽漁業構造改革総合対策事業(もつかる漁業 第41回、漁業・養殖復興

労働協約改定闘争本部 3月1日設置へ 報告事項は、▽労働協約改定要求の答申について▽平成28年度第3、4回外航労働協約改定専門委員会の概要について▽第4回外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討委員会の概要について▽水産政策審議会第74回資源管理分科会の経過について▽ITF水産部委員会について▽水産部委員会との労使懇談会について▽漁業構造改革総合対策事業(もつかる漁業 第41回、漁業・養殖復興

## 労働協約改定闘争本部 3月1日設置へ

報告事項は、▽労働協約改定要求の答申について▽平成28年度第3、4回外航労働協約改定専門委員会の概要について▽第4回外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討委員会の概要について▽水産政策審議会第74回資源管理分科会の経過について▽ITF水産部委員会について▽水産部委員会との労使懇談会について▽漁業構造改革総合対策事業(もつかる漁業 第41回、漁業・養殖復興



今年も船員労働安全衛生月間が、9月1日から9月30日まで全国一斉に実施される。これに伴い船員災害防止協会では、平成28年度(第60回)船員労働安全衛生月間事業の一環として、船員の安全衛生に関する「体験記・意見」に関する「作品募集を行う。標語については、引き続き「家族目線」の標語を幅広く募集し、入選作品はスローカーンやポスターなどに使用される。

# 「家族目線」で 船員災害防止を促進!

安全衛生に関する募集 5月31日(火)まで  
「体験記・意見」「標語」を募集



船員災害防止協会の機関誌「船員」(3巻)の巻頭

船員や海事関係者はもちろん、その奥さまや子どもなど、家族の標語が効果的なため、幅広い世代の皆さまの応募をお願いします。

◇ 《応募資格》 船員(船員であった者を含む)及びその家族(海運・水産会社、海事関係者や団体(勤務している方、商船・水産関係教育機関の職員・学生・生徒。その他、海事関係教育の方を入れて)の学校の生徒、海事関係心を持つ一般の方)の方の応募も歓迎。

◇ 《応募方法》 住所・電話番号、氏名、勤務先・電話番号を明記の上、郵送、FAX、メールで応募。

◇ データ、CD・DVD等に加工するのを歓迎。



腰痛・肩こりの予防指導

①「体験記・意見」は必ず表題をつけて、400字語原稿用紙より7枚程度。  
②「標語」は和文・外国文(英文に限る)を問わず。  
③一人何点でも応募可能。※自作未発表のものに限ります。

◇ 《締切日》平成28年9月31日(火)必着。  
◇ 《応募先》船員災害防止協会(安全衛生月間係) 〒102-0003 東京都千代田区麹町4-1-5 海事センタービル4F Eメール: na-yamashita@sensaiho.or.jp

◇ 《著作権》入賞作品は、協会の帰属。応募作品は返却しません。  
◇ 《問い合わせ先》 船員災害防止協会 〒103(3226) 0918 FAX 03(3226) 0910 ホームページ: http://www.sensaiho.or.jp

《選考》有識者による選考委員会が入選作品を決定。「体験記・意見」優秀賞2編、佳作若干。  
「標語」優秀賞6点、佳作若干。入選作品には協会から記念品などを贈呈。  
※入選作品の中から「月間スローカーン」として使用する場合があります。

## 2月の巡回検診

◎応援しています あなたの健康

習慣病予防健診および船員手帳の健康証明用検査、被扶養者は健康診断もしくは生活習慣病予防健診。2月の予定

◇ 船員保険会では船員とその家族を対象に、巡回健診車による健康診断を実施しています。対象者は船員本人とその家族です。

◇ 35歳以上の船員保険被保険者および40歳以上の被扶養者(配偶者を含む)は、年1回の協会けんぽからの補助を受けられます。

◇ 対象者11船員保険被保険者本人(35歳~75歳未満)、船員保険被扶養者(40歳~75歳未満)

◇ 健診内容1被保険者は生活

- ◇ 習慣病予防健診および船員手帳の健康証明用検査、被扶養者は健康診断もしくは生活習慣病予防健診。2月の予定
- ◇ 船員保険会では船員とその家族を対象に、巡回健診車による健康診断を実施しています。対象者は船員本人とその家族です。
- ◇ 35歳以上の船員保険被保険者および40歳以上の被扶養者(配偶者を含む)は、年1回の協会けんぽからの補助を受けられます。
- ◇ 対象者11船員保険被保険者本人(35歳~75歳未満)、船員保険被扶養者(40歳~75歳未満)
- ◇ 健診内容1被保険者は生活
- ◇ 健診内容2被保険者は生活
- ◇ 健診内容3被保険者は生活
- ◇ 健診内容4被保険者は生活
- ◇ 健診内容5被保険者は生活
- ◇ 健診内容6被保険者は生活
- ◇ 健診内容7被保険者は生活
- ◇ 健診内容8被保険者は生活
- ◇ 健診内容9被保険者は生活
- ◇ 健診内容10被保険者は生活
- ◇ 健診内容11被保険者は生活
- ◇ 健診内容12被保険者は生活
- ◇ 健診内容13被保険者は生活
- ◇ 健診内容14被保険者は生活
- ◇ 健診内容15被保険者は生活
- ◇ 健診内容16被保険者は生活
- ◇ 健診内容17被保険者は生活
- ◇ 健診内容18被保険者は生活
- ◇ 健診内容19被保険者は生活
- ◇ 健診内容20被保険者は生活
- ◇ 健診内容21被保険者は生活
- ◇ 健診内容22被保険者は生活
- ◇ 健診内容23被保険者は生活
- ◇ 健診内容24被保険者は生活
- ◇ 健診内容25被保険者は生活
- ◇ 健診内容26被保険者は生活
- ◇ 健診内容27被保険者は生活
- ◇ 健診内容28被保険者は生活
- ◇ 健診内容29被保険者は生活
- ◇ 健診内容30被保険者は生活
- ◇ 健診内容31被保険者は生活
- ◇ 健診内容32被保険者は生活
- ◇ 健診内容33被保険者は生活
- ◇ 健診内容34被保険者は生活
- ◇ 健診内容35被保険者は生活
- ◇ 健診内容36被保険者は生活
- ◇ 健診内容37被保険者は生活
- ◇ 健診内容38被保険者は生活
- ◇ 健診内容39被保険者は生活
- ◇ 健診内容40被保険者は生活
- ◇ 健診内容41被保険者は生活
- ◇ 健診内容42被保険者は生活
- ◇ 健診内容43被保険者は生活
- ◇ 健診内容44被保険者は生活
- ◇ 健診内容45被保険者は生活
- ◇ 健診内容46被保険者は生活
- ◇ 健診内容47被保険者は生活
- ◇ 健診内容48被保険者は生活
- ◇ 健診内容49被保険者は生活
- ◇ 健診内容50被保険者は生活
- ◇ 健診内容51被保険者は生活
- ◇ 健診内容52被保険者は生活
- ◇ 健診内容53被保険者は生活
- ◇ 健診内容54被保険者は生活
- ◇ 健診内容55被保険者は生活
- ◇ 健診内容56被保険者は生活
- ◇ 健診内容57被保険者は生活
- ◇ 健診内容58被保険者は生活
- ◇ 健診内容59被保険者は生活
- ◇ 健診内容60被保険者は生活
- ◇ 健診内容61被保険者は生活
- ◇ 健診内容62被保険者は生活
- ◇ 健診内容63被保険者は生活
- ◇ 健診内容64被保険者は生活
- ◇ 健診内容65被保険者は生活
- ◇ 健診内容66被保険者は生活
- ◇ 健診内容67被保険者は生活
- ◇ 健診内容68被保険者は生活
- ◇ 健診内容69被保険者は生活
- ◇ 健診内容70被保険者は生活
- ◇ 健診内容71被保険者は生活
- ◇ 健診内容72被保険者は生活
- ◇ 健診内容73被保険者は生活
- ◇ 健診内容74被保険者は生活
- ◇ 健診内容75被保険者は生活
- ◇ 健診内容76被保険者は生活
- ◇ 健診内容77被保険者は生活
- ◇ 健診内容78被保険者は生活
- ◇ 健診内容79被保険者は生活
- ◇ 健診内容80被保険者は生活
- ◇ 健診内容81被保険者は生活
- ◇ 健診内容82被保険者は生活
- ◇ 健診内容83被保険者は生活
- ◇ 健診内容84被保険者は生活
- ◇ 健診内容85被保険者は生活
- ◇ 健診内容86被保険者は生活
- ◇ 健診内容87被保険者は生活
- ◇ 健診内容88被保険者は生活
- ◇ 健診内容89被保険者は生活
- ◇ 健診内容90被保険者は生活
- ◇ 健診内容91被保険者は生活
- ◇ 健診内容92被保険者は生活
- ◇ 健診内容93被保険者は生活
- ◇ 健診内容94被保険者は生活
- ◇ 健診内容95被保険者は生活
- ◇ 健診内容96被保険者は生活
- ◇ 健診内容97被保険者は生活
- ◇ 健診内容98被保険者は生活
- ◇ 健診内容99被保険者は生活
- ◇ 健診内容100被保険者は生活

2016年2月5日 中央選挙委員会 議長 松浦 満晴

第35期全国委員・補充選挙の告示

規約第45条および全国委員選挙規則第25条に基づき、第35期全国委員補充選挙の実施について次の通り告示する。

一、補充選挙を行う選挙単位と補充定員

《選挙単位》10 九州開門

二、補充選挙の実施日程

立候補期間 2016年2月5日より

2016年2月14日まで

投票期間 2016年2月15日より

2016年2月14日まで

2016年3月15日(予定)

当選人告示

三、補充選挙の被選挙人

(一) 地方区

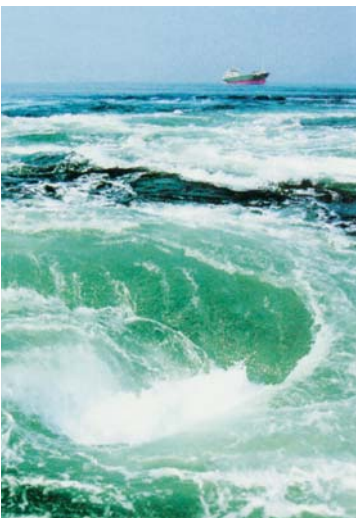
全国委員選挙規則第25条A項により、補充選挙告示日に当該地方単位の支部機関に配属されており、選挙資格を有する執行部員とする。

四、立候補の届け出

立候補する者は、全国委員選挙規則付表の一に定める様式に基づき立候補届を当該地区選挙委員会へ提出すること。

五、補充選挙の実施に関する問い合わせ先

中央選挙委員会事務局(総務部) 以上



船から見る風景 100選

ヒューポイント

『大うず』

鳴門市 笹原 茂さん

撮影ポイント=鳴門海峡

『大うず』

鳴門市 笹原 茂さん

撮影ポイント=鳴門海峡